

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 31 日 (木) 号 外



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

○鹿児島県税条例等の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1

## 条 例

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第29号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第36条に次の1項を加える。

- 5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第72条第5号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第6条の3を附則第6条の2の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(法人の県民税の特定寄附金税額控除)

第6条の2の3 法附則第8条の2の2第1項前段に規定する法人が、平成28年4月1日から同項前段に定める期間の末日までの間に、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(次項及び附則第6条の3の2において「認定地方公共団体」という。)に対して、法附則第8条の2の2第1項前段に規定する特定寄附金(以

下この条及び附則第6条の3の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び附則第6条の3の2において「寄附金支出事業年度」という。）の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、法附則第8条の2の2第1項後段の規定により計算した法人税割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 2 法附則第8条の2の2第3項前段に規定する連結親法人又は連結子法人が、平成28年4月1日から同項前段に定める期間の末日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の法第53条第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除する。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、法附則第8条の2の2第3項後段の規定により計算した法人税割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

附則第6条の3の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法人の事業税の税率の特例）」を付し、同条を附則第6条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（法人の事業税の特定寄附金税額控除）

- 第6条の3の2 法附則第9条の2の2第1項前段に規定する法人が、平成28年4月1日から同項前段に定める期間の末日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度に係る法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第2

項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額)の100分の10に相当する金額(以下この条において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、法附則第9条の2の2第1項後段の規定により計算した事業税額の100分の15に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の15に相当する金額とする。

附則第6条の3の3に見出しとして「(地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う法人の事業税の税率の特例)」を付し、同条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「前条」を「附則第6条の3」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に、「次条」を「附則第6条の3の3」に、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.6」を「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」に改め、同条に次の1項を加える。

2 平成28年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税についての前条の規定の適用については、同条中「100分の15」とあるのは、「100分の20」とする。

附則第6条の3の8中「平成28年3月31日」を「法附則第10条の2第1項に定める期間の末日」に、「同項ただし書」を「第47条第2項ただし書」に改める。

附則第12条第1項中「第76条第1項」を「第76条第2項」に、「から附則第13条まで」を「、附則第12条の3及び第13条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「法附則第12条の2の3第2項に」に、「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項及び次条」を「法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条」に、「平成29年3月31日」を「法附則第12条の2の3第2項に定める期間の末日」に改め、同項各号を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「次に」を「法附則第12条の2の3第3項に」に、「次条第6項」を「法附則第12条の2の5第6項」に、「平成29年3月31日」を「法附則第12条の2の3第3項に定める期間の末日」に改め、同項各号を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「次に」を「法附則第12条の2の3第4項に」に、「次条第6項」を「法附則第12条の2の5第6項」に、「平成29年3月31日」を「法附則第12条の2の3第4項に定める期間の末日」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。)」を「法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車」に、「次条第6項」を「法附則第12条の2の5第6項」に、「平成29年3月31日」を「法附則第12条の2の3第5項に定める期間の末日」に改め、同項各号を削る。

附則第12条の2を次のように改める。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第12条の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、第78条第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の5の規定により算定される金額とする。

附則第17条第1項中「。次項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「次に」を「法附則第12条の3第3項に」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条第6項中「エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項）」を「法附則第12条の3第4項に規定する自動車（同条第3項）」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第101条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第101条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第101条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円

	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第101条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第101条第1項第2号ウ(ケ)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第101条第1項第3号ア(ケ)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円

	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第4号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第101条第1項第5号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第101条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第101条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第17条中第6項を第3項とし、第7項を削る。

(鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中鹿児島県税条例第39条の改正規定及び附則第6条の3の3の改正規定を削る。

附則第1条第4号中「第39条の改正規定、同条例附則第6条の3の3及び第6条の6」を「附則第6条の6」に、「並びに附則第3条及び第5条」を「及び附則第5条」に改める。

附則第3条を次のように改める。

## 第3条 削除

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に係る部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の2の3の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に係る部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第6条の3の2の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 新条例附則第6条の3の8の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

7 新条例附則第12条及び第12条の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

8 新条例附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。